

気象条件による臨時休業措置等について

京都府立宮津高等学校

京都府立宮津天橋高等学校宮津学舎

気象に関わる臨時休業等の規定は、以下のように定める。

- 1 午前6時から始業時（8時40分）までの時間帯に、宮津市・与謝野町・伊根町・京丹後市のいずれかにおいて以下の警報が発表された場合は自宅待機とする。

(1) 「洪水警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「津波（大津波）警報」

(2) 「特別警報」

但し、(1)の警報が10時までに解除された場合は、13時からSHRを実施し、その後、午後の授業を実施する。なお、10時の時点で解除されていない場合は、臨時休業とする。

上記(2)「特別警報」の解除に関わる対応は、下記6項に定める。

- 2 上記1項(1)の警報が発表されている場合において、状況が回復する見通しがあり、通学の安全が確認できた場合は授業を実施する場合がある。この場合はHR連絡網により連絡するとともに、宮津高校HPに掲示する。

- 3 居住地域に「避難勧告・避難指示」が発令されている場合、地域の避難誘導などに従い、登校をしないこと。

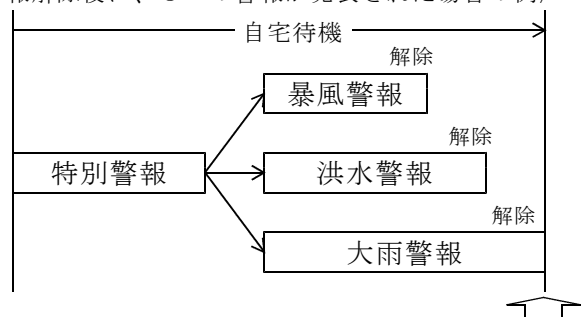
- 4 上記1項に定めた市町村以外の地域に同様の警報が発表された場合は、当該地区の生徒は自宅待機とする。

- 5 気象警報発表の有無にかかわらず、午前6時から始業時（8時40分）までの間に「網野～宮津」間で京都丹後鉄道が全て運休している場合は、生徒は自宅待機とする。ただし、該当の区間内で、一定の時間だけ運休した場合については、原則として授業を実施する。生徒は、安全に留意しながら登校すること。

なお、運転の再開に関する授業の実施については、上記1項と同様の扱いとする。

- 6 「特別警報」が解除されても、その後に発表される警報のすべてが解除されるまでは、自宅待機とする。

〈特別警報解除後に、3つの警報が発表された場合の例〉



登校の判断 10時までに解除の場合→登校

10時以降に解除の場合→臨時休業

※ いずれの場合も安全を最優先した行動をとること。

※ 施行期日：令和2年4月1日